

201429024A

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）

平成26年度総括研究報告書

墓地埋葬行政をめぐる

社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究

平成26年度 総括・分担研究報告書

平成27(2015)年3月

研究代表者 浦川道太郎

早稲田大学法学学術院 教授

公益社団法人 全日本墓園協会特別研究員

目 次

要 旨

| | |
|---------------------|---|
| 第1章 本研究の目的・意義 | 9 |
|---------------------|---|

第2章 我が国、47都道府県別必要“墳墓”数将来推計

| | |
|----------------------------------------|----|
| 2-1 需要算定の解説 | 13 |
| 2-2 我が国、47都道府県別必要“墳墓”数将来推計－推計方法－ | 17 |
| 2-3 2014年度全国地区別推計結果（大阪府方式・森岡方式） | 25 |

第3章 我が国における公営墓地実態調査

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 3-1 墓地等における遺（焼）骨にかかる施設の現況調査（概要） | 75 |
| 3-2 我が国における公営墓地実態調査 | 111 |

第4章 我が国における公営墓地使用条例・規則について（整理・分析）

| | |
|------------------------------------------|-----|
| 4-1 墓地靈園条例の研究 | 123 |
| 4-2 我が国における公営墓地使用条例・規則について－モデル条例試案 | 137 |

第5章（公営墓地所管部署である）市の担当者ヒアリング経緯

| | |
|-----------------------------------------|-----|
| 5-1 ヒアリング実施において想定される地方都市の抱える課題の整理 | 143 |
| 5-2 地方公共団体へのヒアリング | 145 |

| | |
|------------------------------|-----|
| 第6章（主に公営墓地における）無縁改葬の現状 | 151 |
|------------------------------|-----|

第7章 研究で得られた知見と考察、提言

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 7-1 研究で得られた知見と考察、提言 | 161 |
| 7-2 他の法令等との比較と地方分権化に伴う墓埋法運用の課題 | 162 |

| | |
|-----------|-----|
| 謝 辞 | 165 |
|-----------|-----|

関連資料

| | |
|----------------------------------------------------|-----|
| ① 我が国における公営墓地使用条例・規則について 条例の規定研究 | 171 |
| ② X市Y市Z市の担当者とのヒアリング概要 | 209 |
| ③ 47都道府県別の人団が最も少ない市を対象とした将来推計結果 (大阪式+森岡式) | 235 |

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業） 平成26年度総括研究報告書

墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究

研究代表者：浦川 道太郎 早稲田大学法学学術院教授、
公益社団法人 全日本墓園協会特別研究員

要約 多死社会を迎えるわが国であるが、平成24年4月、墓地経営等の権限がすべての市区に委譲されるという大きな局面を迎えた。公共の福祉に資するための墓地行政として、地方自治体はどのような基準や方向性をもって、新たな方策を取り得るのだろうか。個々の地域における墓地ニーズをふまえながら、今後も人口減少状態が続くことを考慮し、見直すべき課題とその対応策（広域による共同連合の方向性等）を明らかにする。

1 研究の概要

墓地埋葬行政は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成24年4月）により、墓地経営等の権限がすべての市区に委譲された。住民に対しより身近な行政主体によって運営されることとなり、地方公共団体は地域の実情にきめ細かに対応した行政運用が求められる。また墓地埋葬では、様々な住民の意識、宗教的な感情、私権と、公衆衛生等の公共の福祉との調和を図らなければならない。これらの問題の対応には、環境や都市計画行政、まちづくり等、他の行政部門との調整・連携の必要性がある。

平成25年度の特別研究事業では、墓地の許可に際して、周辺住民との調整、環境・都市計画・まちづくりとの調整、用地の取得・立地条件等ごとの各地方公共団体の対応策に検証を加え、どのような対応策が有効なのかをまとめたが、ここでの議論は墓地の許可にかかる問題に留まった。

こうした問題に加え、各々の地方公共団体には墓地を提供する第一義的な責務が委ねられている（地方公共団体が参照できる直近の国の知見である「墓地経営・管理の指針」（平成12年12月6日付生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知、「2-(2)」等に拵る）。

即ち、地方行政は墓地の許可を行うと共に、墓地の供給主体でもあり、両側面からの議論の必要性が浮かび上がった。

このため、墓地埋葬をめぐる環境の変化の中、本研究においては、地方公共団体が地域で直面する種々の課題とこれらに対する対応について、

- ① 公営墓地の供給状況：公営墓地と民営墓地、各々、行政施策上、何らかの調整・整合性に留意しているか否か。
- ② とりわけ、公営墓地においては多様な形態の施設（いわゆる「合葬墓」、樹木葬やなど）が設けられている。本研究ではこの実態を明らかにし、公営墓地の供給のあり方の多様化が、社会環境の変化等に応じ、これを的確に反映させたものとなっているかを検討する。

③ 他方で民営墓地（の許可の申請）にどのように対応しているかを調査、集約・整理し、これらの態様や関係性を分析する。

以上の検討を通じ、各地方公共団体が、地域の実情に即した許可と供給についての整合性をもちながら墓地埋葬行政を円滑に進めるための基本的な視座や知見（資料の集積を含む）を得る。

研究分担者

| | |
|---------|------------------------------------------|
| 小 松 初 男 | 虎の門法律事務所 弁護士 |
| 奥 村 龍 一 | 東京都健康安全研究センター 広域監視部建築物監視指導課ビル衛生検査係 係長 |
| 柴 田 總三郎 | 公益財団法人東京都公園協会 専門調査員 |
| 渡 邊 裕 一 | 大阪市環境局事業部斎場靈園担当 課長代理 |
| 横 田 陸 | 公益社団法人全日本墓園協会 主任研究員 |

2 研究目的

「墓地、埋葬等に関する法律」施行後65年が経過し、社会環境の変化のなか、墓地埋葬行政をめぐる各地方公共団体が直面する課題と対応策について検討する必要性が出てきた。

本研究では、平成25年時の特別研究「地方公共団体の墓地の許可条例の整理（許可条件の整理と類型化）」の成果に基づき、各地方自治体の行政施策を分析し、下記3点を軸に、環境変化及び地域の実情に応じた各地方公共団体の墓地埋葬行政の運用に資するために、各地方公共団体が直面する課題と対応策の整理・分析を行う。

- ① 民営墓地の許可に高い制約を求める行政施策の実施：墓地需要数を満足させ得るだけの公営墓地の供給しているのか。
- ② 民営墓地の許可を行う行政施策の採用：許可に際し、具体的にどの様な条件を設けているのか。
- ③ 公営墓地と民営墓地の役割分担の必要性に関して、地方自治体の基準、考え方の違いを明らかにし、どの様な条件下において、新たな方策（無縁改葬等の再整備、合葬墓、樹木葬等・その他）の採用が可能となるのか。

3 研究方法

- ① 地方公共団体を対象としたアンケート調査と情報収集を行い、整理・分析を行う。
 - ・墓地埋葬行政における課題と対応に関する情報収集
 - ・各地方公共団体における許可条例と供給されている公営墓地の調査
- ② アンケート結果をふまえ、参考となる対応事例を有する地方公共団体の担当者に対し、地方公共団体に対するヒアリング調査（制度的な対応の内容、これらの検討の経過、調整や住民等への説明の過程、課題や苦慮した点および課題克服のためのポイント、他行政との関係、対応後の反応等）の実施。

4 研究結果考察

- ① 墓地埋葬行政における課題と対応に関する情報収集として、全国47都道府県別に「今後、必要とされる墳墓等施設に関する値」の将来推計を行った。本報告書では、既往の算定方法

のなかから、数多くの報告書等で用いられ、一定の検証・評価がなされている2つの方法を用いた。

人口減少が顕著な道府県における状況では、死亡者が発生しても、火葬、納骨を行う同居人が存在していない状態が既に顕在化している。現在、人口が集中している都府県においても、20年後の将来、2050年には同様の状況に至ると想定されることが明らかとなった。

- ② 各地方公共団体の許可条例と供給されている公営墓地の実態を明らかにするために、公営墓地の現状とその使用規則（使用条例）についての調査を行った。特に公営墓地においては、昭和23年以降からこれまで、「墓地経営一管理の指針等について」（平成12年12月6日生衛発第1764号）（以下「指針等」と略）をはじめとする、厚生労働省（旧「厚生省」時を含む）の方針「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則」が貫かれてきた。しかし、調査によって、三分の一近くの「市」では公営墓地が整備されていないことが明らかとなった。昨年の研究においても、公営と民営（墓地）との役割分担の必要性を指摘したが、その課題の重要性がさらに確認された。
- ③ 公営墓地において定められている使用規則（使用条例）は、「指針等」で示されている「墓地使用権型標準契約約款」と必ずしも整合性が認められなかった。確かに公営墓地における使用権の発生は契約に拠るものではないが、その経営一管理の実態は民営墓地と大きく変わるものではない。よって、個々の地域における墓地ニーズをふまえながら、今後も人口減少状態が続くことを考慮し、常に見直すべき課題～たとえば、管理料を一括して徴収することの妥当性・合理性について、など～に取り組むべきである。

- ④ 地方公共団体でのヒアリングの結果、次のことが導かれた。

- ・個人墓や共同墓地については、一貫して抑制的な対応が墓地行政の施策とされてきた（「個人墓地の疑義について」（昭和27年10月25日衛発第1025号等に拠る）。
- ・都市部以外の地方での公営墓地の経営・管理において、並行して考慮されるべきなのは、宗教法人や公益法人による民営墓地ではなく、むしろ個人墓や集落・共同墓地としての民営墓地である。

よって、公営墓地の経営・管理においては、個人墓や集落・共同墓地の存在を前提とした合理的な行政施策の確立が求められる。

5 結論

墓地埋葬等をめぐる状況は地域によって異なるとはいえる、少なからぬ地方公共団体において、公営墓地の整備が行われていない実情が明らかとなった。墓地設置に対する周辺地域の住民の意識を考慮すると、個人墓や集落・共同墓地の存在を前提とした合理的な行政施策の確立が求められる。

以上をふまえ、地域の墓地ニーズを把握した上で、既存のコミュニティを基盤とした墓地をいかに行政施策に取り入れるか、今後の対応を考えていく必要がある。

第1章

1. 本研究の目的・意義

墓地埋葬行政は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成24年4月）により、墓地経営等の権限がすべての市区に委譲された。これにより、墓地埋葬行政は住民に対しより身近な行政主体によって運営されることとなるとともに、地方公共団体は地域の実情にきめ細かに対応した墓地埋葬行政の運用が求められている。また墓地埋葬では、さまざまな住民の意識、宗教的な感情、私権と公衆衛生等の公共の福祉との調和を図らなければならない。

これらの問題への対応には、環境や都市計画、まちづくり等の他の行政部門との調整・連携の不可欠である。本研究と関連する平成25年度の特別研究事業では、墓地設置の許可に際して、周辺住民との調整、環境・都市計画・まちづくりとの調整、用地の取得・立地条件等ごとの各地方公共団体の対応策に検証を加え、どのような対応策が有効なのかをまとめたが、ここでの議論は墓地設置の許可にかかる問題点に留まっていた。

ところで、地方公共団体にはこれまでも墓地を提供する第一義的な責務が委ねられている（地方公共団体が参照できる直近の国の見解である「墓地経営・管理の指針」（平成12年12月6日付生衛発第1764号厚生省生活衛生局長通知、「2-(2)」等に拠る）。即ち、地方公共団体は、上記の墓地設置の許可を行う行政機関であるとともに、墓地の供給主体でもあり、墓地埋葬行政を考える場合には、両側面からの検討の必要性が浮かび上がっているのである。

さらに、社会に目を転じると、住民の中からは樹木葬や撒骨などへの関心が高まっているほか、地域によっては墓地不足が指摘されるとともに、いわゆる「嫌悪施設」として墓地の設置に反対する住民運動も存在している。その意味において、墓地埋葬行政は、市民の墓地埋葬に対する意識の変化についても留意しなければならない。

本研究においては、墓地埋葬をめぐる環境の変化の中で、地方公共団体が地域で直面する種々の課題とこれらに対する対応について、次の各点に特に焦点を当てて検討することにした。

- ①公営墓地の供給状況；公営墓地と民営墓地、各々、行政施策上、何らかの調整・整合性に留意しているか否か。
 - ②とりわけ、公営墓地においては多様な形態の施設（いわゆる「合葬墓」、樹木葬やなど）が設けられている。公営墓地の供給のあり方の多様化が、社会環境の変化等に応じ、これを的確に反映させたものとなっているか。
- また、併せて、以下の点も検討することにした：
- ③民営墓地（の許可の申請）にどのように対応しているかを調査、集約・整理し、これらの態様や他の行政課題との関係性にどのように対応しているか。

本研究では、以上の諸点の検討を通じ、各地方公共団体が、地域の実情に即した墓地の許可と供給についての整合性をもしながら墓地埋葬行政を円滑に進めるための基本的

な視座や知見（資料の集積を含む）を得ることにした。

本研究においては、具体的には、全国の地方公共団体（市・特別区）に対して墓園の整備状況に関するアンケートを実施することで基礎的データを収集・分析するとともに、さらに昨年実施した大都市圏である東京都及び近郊の市に関する実地調査を踏まえて、さらに地方都市についてヒアリングを行い、墓地行政に対する取組みとその課題について調査することにした。

具体的には第1章として「研究の目的、目標設定と意義」をまとめた。次いで第2章で「我が国、47都道府県別必要“墳墓”数将来推計」として、推計方法・考え方の概要。具体的な推計方法についての解説。そして、これに伴う我が国と47都道府県の推計作業とその結果をまとめた。これにより、今日の人口減が墓地への影響の顕在化するまでのタイムラグの存在を確認することが出来た。そして、第3章「我が国における公営墓地実態調査」では、公営（市営）墓地の有無と無縁状況について調査・分析の結果をまとめた。墓地、埋葬等に関する法律の解説、通知、通達、では「原則として墓地は地方公共団体に抛らねばならない」と繰り返し述べられているが、その実態は大きくかけ離れている事実が明らかとなった。

これら調査を踏まえて、各々の市営墓地の使用規則・条例を収集し、その分析を行ったのが第4章「我が国における公営墓地使用条例・規則について（整理・分析）」であり、これと並行して現地のヒアリング調査を行った（第5章）。また、行政実務の視点から第6章の「（主に公営墓地における）無縁改葬の現状」をまとめ、最後に第7章として「研究で得られた知見と考察、提言」とした。

本研究は、これまで実施されることがなかった墓地埋葬行政の実態を明らかにするものであり、なお究明すべき部分はあるものの、わが国の墓地と埋葬に関わる新たな知見を加えるものといえよう。

第2章

2. 我が国、47都道府県別必要“墳墓”数将来推計

2-1 需要算定の解説（概略）

（1）墓地の需要算定について

現在の超高齢社会、核家族化の進展などを踏まえると、今後、墓地需要が更に高まることが予測される。一方で、人口減少社会が到来しており、ある時期をピークとして墓地需要は減少していくことも予想される。

そのような状況の中、今後の新たな墓地のあり方等に係る検討にあたっては、我が国及び47都道府県における今後の墓地需要の動向を十分に把握することが重要である。

本調査報告書では、我が国全体と47都道府県毎の墳墓の必要数の推計算定（将来必要とされる墳墓等の数を推計）を実施した（既存の区画に分かれたお墓、納骨堂、合葬式墓地なども含む）。

推計にあたっては、「大阪府方式」と「森岡方式」という2つの推計方法を用いており、それぞれの具体的な推計方法については別途掲載している。それぞれの推計方法には特徴があり、その特徴を踏まえた分析が必要となる。それぞれの推計方法の概要は以下のとおりである。

なお、ここではある県の推計結果を示すこととし、47都道府県の推計結果については、まとめて掲げている。

【大阪府方式】

「死亡者」の発生に着目して、既存の“墓”等を考慮せず、「死亡者」=新たに墓を求めなければならないという考え方を前提とした推計方法。算出に当たっては、「定着係数」、「傍系世帯率」「取得希望世帯率」を考慮しており（この3条件の適格性については東京工業大学研究室にて検証済）、つまり、「死亡者が発生した世帯のうち、現居住地において定住することを志向した世帯において死者が発生した場合に墳墓が必要となる」という考え方である。このことから、「死亡者」数が増え続ける限り、その必要数は際限無く増え続けるという結果になることを認識しておく必要がある。

なお、本調査報告書では、算定に必要な「定着係数」、「傍系世帯率」「取得希望世帯率」は、熊本県で実施された県民アンケート等の結果に基づき設定している。

【森岡方式】

世帯数の変化に着目し、それら世帯において、死亡者が発生した際、既存の“墓”等を考慮し、その既存の“墓”に納骨されない、新たに墓を求めることになる世帯数を考慮した方法である。

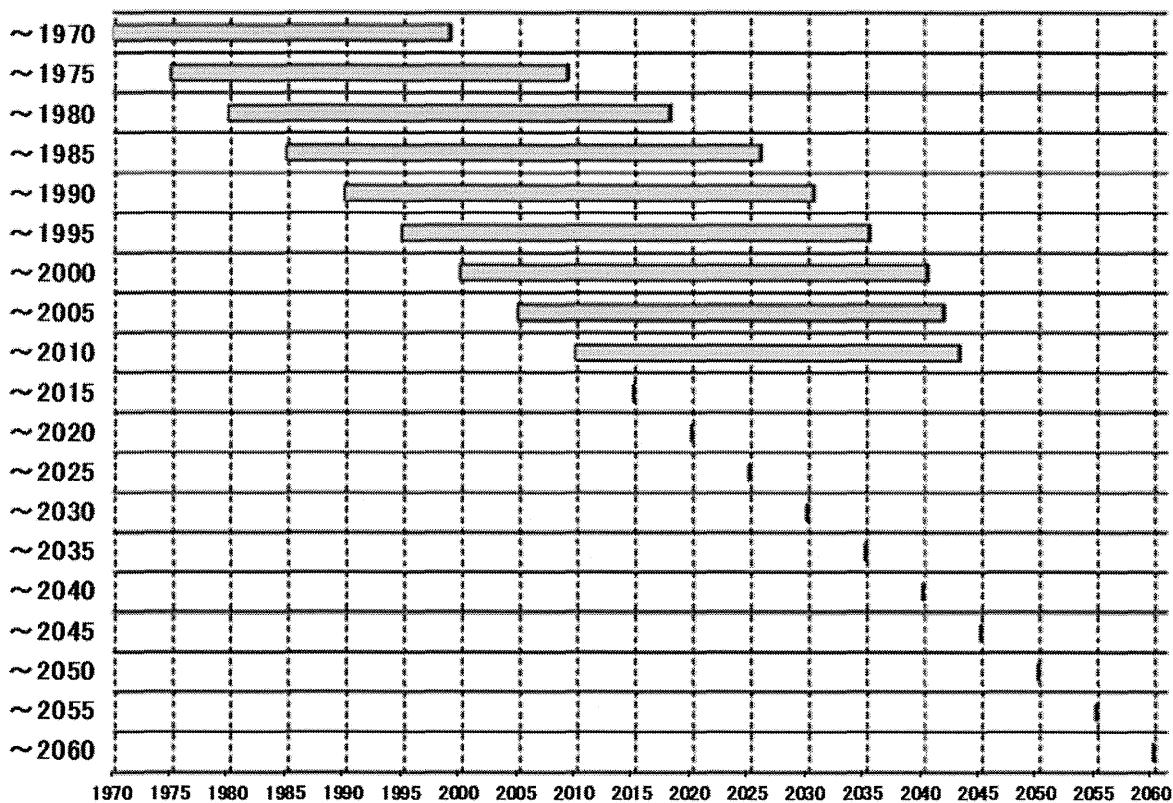
具体的には、まずは基準年次の世帯は、全て墓の既取得者と仮定し、それ以後、新たに生ずる世帯は、全て墓の潜在的需要者とする。そして、新たに生じた世帯は「一定期間」内で需要が顕在化していく。「一定期間」については、世帯成立時の死亡率及び一世帯当たりの人員数から推定し、「一定期間」で除して年平均需要数を算出する。なお、現在及び将来の墓の需要数は、過去（基準年次以降）新たに発生した世帯による需要数の累積によって示される。従って、世帯数が減少したとしても、過去において増加した世帯による需要が継続することになる。こうした過去からの長期的スパンを需要数を反映させ得ることが出来るのが本方式の特徴である。

①大阪府方式による算定結果

| 年代 | 人口数 | 死亡率 | 死亡者数 | 定着係数 | 傍系世帯率 | 傍系世帯数 | 取得希望世帯率 | 取得希望世帯数 | 墳墓需要数 |
|-----------|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|---------|---------|-------|
| 2005～2010 | 1,842,000 | 0.0098 | 18,052 | 0.818 | 0.273 | 4,031 | 0.229 | 3,382 | 3,706 |
| 2010～2015 | 1,809,000 | 0.0112 | 20,261 | 0.818 | 0.273 | 4,525 | 0.229 | 3,795 | 4,160 |
| 2015～2020 | 1,766,000 | 0.0130 | 22,958 | 0.818 | 0.273 | 5,127 | 0.229 | 4,301 | 4,714 |
| 2020～2025 | 1,712,000 | 0.0148 | 25,338 | 0.818 | 0.273 | 5,658 | 0.229 | 4,746 | 5,202 |
| 2025～2030 | 1,649,000 | 0.0163 | 26,879 | 0.818 | 0.273 | 6,002 | 0.229 | 5,035 | 5,519 |
| 2030～2035 | 1,582,000 | 0.0177 | 28,001 | 0.818 | 0.273 | 6,253 | 0.229 | 5,245 | 5,749 |
| 2035～2040 | 1,510,000 | 0.0188 | 28,388 | 0.818 | 0.273 | 6,339 | 0.229 | 5,318 | 5,829 |
| 2040～2045 | 1,441,277 | 0.0196 | 28,249 | 0.818 | 0.273 | 6,308 | 0.229 | 5,292 | 5,800 |
| 2045～2050 | 1,375,682 | 0.0200 | 27,514 | 0.818 | 0.273 | 6,144 | 0.229 | 5,154 | 5,649 |
| 2050～2055 | 1,313,072 | 0.0205 | 26,918 | 0.818 | 0.273 | 6,011 | 0.229 | 5,042 | 5,527 |
| 2055～2060 | 1,253,311 | 0.0215 | 26,946 | 0.818 | 0.273 | 6,017 | 0.229 | 5,048 | 5,532 |
| <参考値> | | | | | | | | | |
| 2060 | 1,196,270 | 0.0225 | 26,916 | 0.818 | 0.273 | 6,011 | 0.229 | 5,042 | 5,526 |

②森岡方式による算定結果

| 年代 | 世帯数 | 増加世帯数 | 世帯員数 | 死亡率 | 需要発現期間 | 単年度あたりの需要数 |
|------|---------|---------|------|--------|--------|------------|
| 1970 | 420,039 | 24,391 | 3.90 | 0.0088 | 29.1 | 838 |
| 1975 | 459,022 | 38,983 | 3.60 | 0.0081 | 34.3 | 1137 |
| 1980 | 502,823 | 43,801 | 3.44 | 0.0076 | 38.2 | 1147 |
| 1985 | 551,628 | 48,805 | 3.25 | 0.0075 | 41.0 | 1190 |
| 1990 | 575,227 | 23,599 | 3.12 | 0.0079 | 40.6 | 581 |
| 1995 | 596,614 | 21,387 | 2.98 | 0.0083 | 40.4 | 529 |
| 2000 | 645,000 | 48,386 | 2.88 | 0.0086 | 40.4 | 1198 |
| 2005 | 664,000 | 19,000 | 2.77 | 0.0098 | 36.8 | 516 |
| 2010 | 672,000 | 8,000 | 2.69 | 0.0112 | 33.2 | 241 |
| 2015 | 669,000 | -3,000 | 2.64 | 0.0130 | 29.1 | -103 |
| 2020 | 660,000 | -9,000 | 2.59 | 0.0148 | 26.1 | -345 |
| 2025 | 647,000 | -13,000 | 2.55 | 0.0163 | 24.1 | -539 |
| 2030 | 630,000 | -17,000 | 2.51 | 0.0177 | 22.5 | -756 |
| 2035 | 612,990 | -17,010 | 2.46 | 0.0188 | 21.6 | -788 |
| 2040 | 596,439 | -16,551 | 2.42 | 0.0196 | 21.1 | -784 |
| 2045 | 580,335 | -16,104 | 2.37 | 0.0200 | 21.1 | -763 |
| 2050 | 564,666 | -15,669 | 2.33 | 0.0205 | 20.9 | -750 |
| 2055 | 549,420 | -15,246 | 2.28 | 0.0215 | 20.4 | -747 |
| 2060 | 534,586 | -14,834 | 2.24 | 0.0225 | 19.8 | -749 |



| 年間必要墳墓数の推移 | |
|-------------------------------------------|----------------------------|
| (1)2005～2010年の間の年間必要墳墓数 | (7)2035～2040年の間の年間必要墳墓数 |
| 6,298 墓(=1137+1147+1190+581+529+1198+516) | 2,484 墓(=529+1198+516+241) |
| (2)2010～2015年の間の年間必要墳墓数 | (8)2040～2045年の間の年間必要墳墓数 |
| 5,402 墓(=1147+1190+581+529+1198+516+241) | 1,955 墓(=1198+516+241) |
| (3)2015～2020年の間の年間必要墳墓数 | (9)2045～2050年の間の年間必要墳墓数 |
| 5,402 墓(=1147+1190+581+529+1198+516+241) | 0 墓 |
| (4)2020～2025年の間の年間必要墳墓数 | (10)2050～2055年の間の年間必要墳墓数 |
| 4,255 墓(=1190+581+529+1198+516+241) | 0 墓 |
| (5)2025～2030年の間の年間必要墳墓数 | (11)2055～2060年の間の年間必要墳墓数 |
| 4,255 墓(=1190+581+529+1198+516+241) | 0 墓 |
| (6)2030～2035年の間の年間必要墳墓数 | (参考値)2060年の年間必要墳墓数 |
| 3,065 墓(=581+529+1198+516+241) | 0 墓 |

③算定結果の分析

大阪府方式では、2035～2040 年頃まで墳墓需要は増加し、その後は一定の需要を保ちながら緩やかに減少していくという結果となっている。なお、「定着係数」－「その地に住み続けたい」と答えた者の割合は「資料」にて掲げた通り、0.75～0.85。「傍系世帯率」－「引き継がねばならない“お墓”はない」と答えた者の割合は「資料」にて掲げた通り、0.25～0.35。「取得希望世帯率」－「“お墓”等を求めるを考えている」と答えた者の割合は「資料」にて掲げた通り、0.20～0.30。である（なお、前頁、上記に掲げた推計（例示）では、「定着係数」は 0.818）。

「傍系世帯率」は 0.273。「取得希望世帯率」は 0.229。と仮定した上で作業を行っている)。

また、森岡方式でも一定の需要が見込まれるもの、人口減少に伴う世帯数の減少により、2015～2020 年をピークに暫時減少してゆく。世帯数は 2015 年から減少をはじめるものの、過去における増加世帯による需要数の“溜まり”があることから、需要数が目立って減少の程度は 2030 年、ないし 2035 年の 15 から 20 年後のという結果となっている。

前述のとおり、それぞれの推計方法には特徴があり、一概に分析の結論を述べることはできないものの、今後の死亡者の数の増加により、墳墓需要は更に高まり、一方でそれを支えていく世帯が減少するという傾向を分析することができる。

今回の推計により、墳墓需要の高まりと世帯数の減少という、2つの相反する動向を見ることができた。今後は、それらの動向に対する行政及び社会の対応が、改めて求められていると考えられる。

2.2 我が国、47都道府県別必要“墳墓”数将来推計－推計方法－

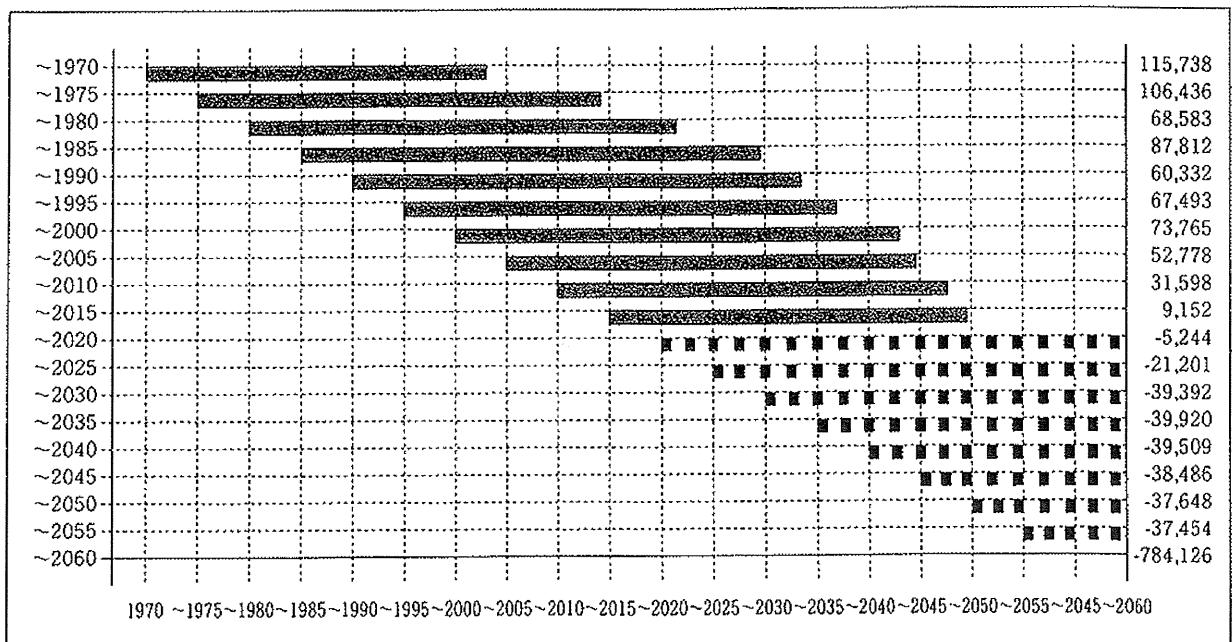
全国

■森岡方式（表一1・算定の考え方、方法、詳細は後掲参照のこと）

| 年代 | 世帯数 | 増加世帯数 | 世帯員数 | 死亡率 | 需要発現期間 | 単年度あたりの需要数 |
|------|------------|------------|------|--------|--------|------------|
| 1970 | 27,098,226 | 3,819,343 | 3.88 | 0.0077 | 33.5 | 115,738 |
| 1975 | 31,270,506 | 4,172,280 | 3.59 | 0.0071 | 39.2 | 106,436 |
| 1980 | 34,123,576 | 2,853,070 | 3.48 | 0.0069 | 41.6 | 68,583 |
| 1985 | 38,039,984 | 3,916,408 | 3.30 | 0.0068 | 44.6 | 87,812 |
| 1990 | 40,670,475 | 2,630,491 | 3.14 | 0.0073 | 43.6 | 60,332 |
| 1995 | 43,498,444 | 2,827,969 | 2.98 | 0.0080 | 41.9 | 67,493 |
| 2000 | 46,781,000 | 3,282,556 | 2.71 | 0.0083 | 44.5 | 73,765 |
| 2005 | 49,061,000 | 2,280,000 | 2.60 | 0.0089 | 43.2 | 52,778 |
| 2010 | 50,287,000 | 1,226,000 | 2.53 | 0.0102 | 38.8 | 31,598 |
| 2015 | 50,600,000 | 313,000 | 2.48 | 0.0118 | 34.2 | 9,152 |
| 2020 | 50,439,000 | -161,000 | 2.43 | 0.0134 | 30.7 | -5,244 |
| 2025 | 49,839,000 | -600,000 | 2.39 | 0.0148 | 28.3 | -21,201 |
| 2030 | 48,803,000 | -1,036,000 | 2.36 | 0.0161 | 26.3 | -39,392 |
| 2035 | 47,797,017 | -1,005,983 | 2.32 | 0.0171 | 25.2 | -39,920 |
| 2040 | 46,821,146 | -975,871 | 2.27 | 0.0178 | 24.7 | -39,509 |
| 2045 | 45,874,385 | -946,761 | 2.23 | 0.0182 | 24.6 | -38,486 |
| 2050 | 44,955,775 | -918,610 | 2.19 | 0.0187 | 24.4 | -37,648 |
| 2055 | 44,064,380 | -891,395 | 2.14 | 0.0196 | 23.8 | -37,454 |
| 2060 | 27,362,497 | 16,701,883 | 2.28 | 0.0205 | 21.3 | -784,126 |

数字上マイナスではあるが、これは墳墓の減少等を示すものではない。
これを推計上、どの様に扱うべきなのは現在、検討の対象となっている段階であり、ここではその扱いについては留保することとする。

需要発生期間と単年度あたりの需要数 表一2



全国における年間需要数の推移

- ① 2005年～2010年の間の年間必要墳墓数
517,199墳墓 ($=106,436+68,583+87,812+60,332+67,493+73,765+52,778$)
 - ② 2010年～2015年の間の年間必要墳墓数
548,797墳墓 ($=106,436+68,583+87,812+60,332+67,493+73,765+52,778+31,598$)
 - ③ 2015年～2020年の間の年間必要墳墓数
451,513墳墓 ($=68,583+87,812+60,332+67,493+73,765+52,778+31,598+9,152$)
 - ④ 2020年～2025年の間の年間必要墳墓数
451,513墳墓 ($=68,583+87,812+60,332+67,493+73,765+52,778+31,598+9,152$)
 - ⑤ 2025年～2030年の間の年間必要墳墓数
451,513墳墓 ($=68,583+87,812+60,332+67,493+73,765+52,778+31,598+9,152$)
 - ⑥ 2030年～2035年の間の年間必要墳墓数
295,118墳墓 ($=60,332+67,493+73,765+52,778+31,598+9,152$)
 - ⑦ 2035年～2040年の間の年間必要墳墓数
234,786墳墓 ($=67,493+73,765+52,778+31,598+9,152$)
 - ⑧ 2040年～2045年の間の年間必要墳墓数
167,293墳墓 ($=73,765+52,778+31,598+9,152$)
 - ⑨ 2045年～2050年の間の年間必要墳墓数
93,528墳墓 ($=52,778+31,598+9,152$)
 - ⑩ 2050年～2055年の間の年間必要墳墓数
0墳墓
 - ⑪ 2055年～2060年の間の年間必要墳墓数
0墳墓
- (参考値) 2060年の年間必要墳墓数
0墳墓

森岡方式による具体的算定事例（「全国」の場合）

- ① 1970年から75年の世帯増加数は ($31,270,506 - 27,098,226 =$) 4,172,280世帯とすると、1975年に成立した世帯が全ての墳墓を取得する期間は
 $[1 / (1975年の1世帯あたりの員数) \times (1975年度の死亡率)]$
 $1 / (3.59 \times 0.0071) = 39.2$ ～ほぼ40年後の2015年までだと思われる。
また、この間の平均需要は ($4,172,280 \div 39.2 \approx$) 106,436墓所・墳墓となる。
- 以下、同じ要領で
- ② 1975年から80年の世帯増加数は ($34,123,576 - 31,270,506 =$) 2,853,070世帯。
これらが全ての墳墓を取得する期間は、 $1 / (3.48 \times 0.0069) = 41.6$ ～ほぼ40年後の2020年まで。
また、この間の平均需要は ($2,853,070 \div 41.6 \approx$) 68,583墓所・墳墓となる。

- ③ 1980年から85年の世帯増加数は $(38,039,984 - 34,123,576 =) \frac{85\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{80\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ 3,916,408世帯。
 これらが全ての墳墓を取得する期間は、 $1 / (3.30 \times 0.0068) = 44.6$ ～ほぼ45年後の2030年まで。
 また、この間の平均需要は $(3,916,408 \div 44.6 =) \frac{90\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{85\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ 87,812墓所・墳墓となる。
- ④ 1985年から90年の世帯増加数は $(40,670,475 - 38,039,984 =) \frac{95\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{85\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ 2,630,491世帯。
 これらが全ての墳墓を取得する期間は、 $1 / (3.14 \div 0.0073) = 43.6$ ～ほぼ45年後の2035年まで。
 また、この間の平均需要は $(2,630,491 \div 43.6 =) \frac{90\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{85\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ 60,332墓所・墳墓となる。
- ⑤ 1990年から95年の世帯増加数は $(43,498,444 - 40,670,475 =) \frac{95\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{90\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ 2,827,969世帯。
 これらが全ての墳墓を取得する期間は、 $1 / (2.98 \times 0.0080) = 41.9$ ～ほぼ40年後の4035年まで。
 また、この間の平均需要は $(2,827,969 \div 41.9 =) \frac{100\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{95\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ 67,493墓所・墳墓となる。
- ⑥ 1995年から2000年の親族世帯増加数は $(46,781,000 - 43,498,444 =) \frac{100\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{95\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ 3,282,556世帯。
- ⑦ 2000年から2005年の親族世帯増加数は $(49,061,000 - 46,781,000 =) \frac{105\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{100\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ 2,280,000世帯。
- ⑧ 2005年から2010年の親族世帯増加数は $(50,287,000 - 49,061,000 =) \frac{110\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{105\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ 1,226,000世帯。
- ⑨ 2010年から2015年の親族世帯増加数は $(50,600,000 - 50,287,000 =) \frac{115\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{110\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ 313,000世帯。
- ⑩ 2015年から2020年の親族世帯増加数は $(50,439,000 - 50,600,000 =) \frac{120\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{115\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ -161,000世帯。
- ⑪ 2020年から2025年の親族世帯増加数は $(49,839,000 - 50,439,000 =) \frac{125\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{120\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ -600,000世帯。
- ⑫ 2025年から2030年の親族世帯増加数は $(48,803,000 - 49,839,000 =) \frac{130\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{125\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ -1,036,000世帯。
- ⑬ 2030年から2035年の親族世帯増加数は $(47,797,017 - 48,803,000 =) \frac{135\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{130\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ -1,005,983世帯。
- ⑭ 2035年から2040年の親族世帯増加数は $(46,821,146 - 47,797,017 =) \frac{140\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{135\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ -975,871世帯。
- ⑮ 2040年から2045年の親族世帯増加数は $(45,874,385 - 46,821,146 =) \frac{145\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{140\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ -946,761世帯。
- ⑯ 2045年から2050年の親族世帯増加数は $(44,955,775 - 45,874,385 =) \frac{150\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{145\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ -918,610世帯。
- ⑰ 2050年から2055年の親族世帯増加数は $(44,064,380 - 44,955,775 =) \frac{155\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{150\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ -891,395世帯。
- ⑱ 2055年から2060年の親族世帯増加数は $(27,362,497 - 44,064,380 =) \frac{160\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}{155\text{年}\text{の}\text{世}\text{帯}\text{数}}$ -16,701,883世帯。
- (⑥)～(⑯)の需要発生期間、単年度あたりの需要数については①)～⑤)と同じ要領で計算する。表一1を参照のこと)

森岡方式の概要

- 〈1〉ある基準年次の世帯は、全て墳墓の既所得者であると仮定する
- 〈2〉それ以後、新たに生ずる世帯は、全て墳墓の潜在的需要者とし、それら世帯は「一定期間」内に需要が顕在化し、墳墓の取得に至る
- 〈3〉その「一定期間」は、世帯成立時の死亡率及び一世帯あたりの人員数から推定する（この場合、死亡率及び一世帯あたりの人員数は変わらぬものと仮定する）
- 〈4〉新たに成立した世帯数（即ち、新たに生じた世帯による墳墓総需要数）を先に求めた「一定期間」で除して年平均需要数を求める
- 〈5〉求めるべき現在及び将来の墳墓需要数は、過去（『ある基準年次』以降）新たに発生した世帯による需要数の累積によって示される

以上の考え方へ従い、 a 年における墳墓需要数を求めるものとする。

この場合、 $a-40$ 年（40年前）における世帯は全て墳墓の既取得者であると仮定して、これを起点に考える¹⁾。ここで新たに生ずる世帯数は5年毎に得られる²⁾とすると（ $a-40$ ）年～（ $a-35$ ）年の間に増加した親族世帯； $h_1[a-35]$

その世帯の一世帯あたりの人員数； $p_1[a-35]$

（ $a-35$ ）年当時の死亡率； $n_1[a-35]$

とすると、1世帯あたりに必ず1人の死者が発生するには？

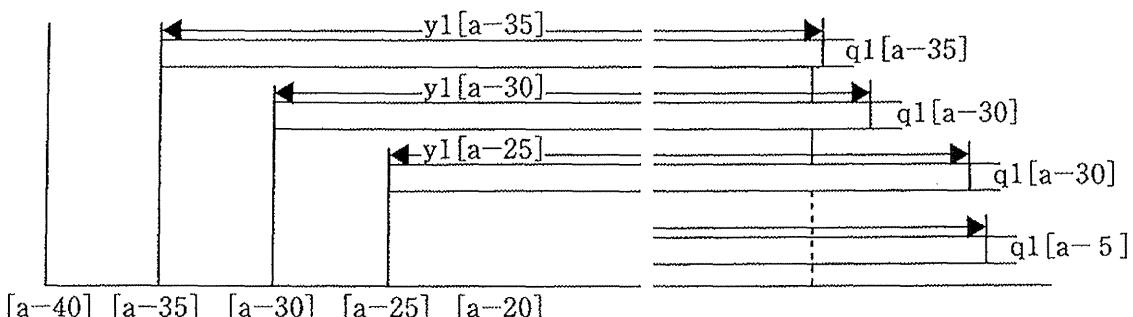
$y_1[a-35] = 1 / (n_1[a-35] \cdot p_1[a-35])$ 年間かかると考えられる。

即ち、新たに発生した世帯〈 $h_1[a-35]y_1[a-35]$ 年をかけて、全て墳墓需要に転ずると考えられる（2人目以降は死者については埋葬先が既に確保されているのだから、需要には結び付かない）。

また、 $y_1[a-35]$ 年間の平均需要数〈 $q_1[a-35]q_1[a-35] = h_1[a-35] / y_1[a-35]$

$$= h_1[a-35] \cdot p_1[a-35] \cdot n_1[a-35]$$

a 年における墳墓需要数〔 Q_1 〕は、（ $a-40$ ）以降発生した世帯による上記の手順により求められる墳墓需要数の累積値³⁾となる（下図）。 $q_1[a-35] + q_1[a-30] + q_1[a-25] + \dots + q_1[a-5] = Q_1$



注；1) 40年前を起点としたことに特段の根拠は無い。統計値が得られること、また、新たに成立した世帯が全て需要に至るには、概ね30～40年かかることが踏まえて決定した

2) 5年毎の間隔としたことにも特段の根拠は無い。国勢調査を通じて統計値が得られるのは5年間隔であること、また、あまり間隔を縮めてしまうと算定作業が繁雑になること等を踏まえて決定した

3) 過去生じた世帯による墳墓需要の発生期間が a 年に及ばなければ、当然 a 年の需要を求めるにあたり合算すべき対象とはならない

大阪府方式の概要

本算定は墳墓が求められる状況を『分家より生じた新しい世帯の内、現居住地において定住することを志向し、なおかつそうした世帯において死者が発生した場合に墳墓が必要とされる』と仮定している。

具体的な算定作業としては

- 〈1〉 計画対象になる一般世帯 (H_i) に対して、
 〈2〉 死亡者の発生する世帯の割合 (m_i) を乗じる
 〈3〉 意識調査等による永住意志、居住者の本籍地・転入時期等から定着志向係数 (s) を設定し、一般世帯数に乗じることで定着志向のある一般世帯数を求める
 〈4〉 同じく意識調査から墳墓購入希望の有無、即ち、墳墓必要率 (p) を設定し、定着志向のある世帯に乗じて必要墳墓数 (Q_{ip}) を求める
 〈5〉 あるいは、出生順位別出生率（全国人口動態統計）、あるいは意識調査より傍系世帯率 (r) を設定し、定着志向のある世帯に乗じることで必要墳墓数 (Q_{ir}) を求める
 〈6〉 墳墓必要率と傍系世帯率に拠る式から必要墳墓数 (Q_i) を設定する

$$Q_{ip} = H_i \cdot s \cdot p \cdot m_i \quad \sim \sim \sim \text{第1式}$$

$$Q_{ir} = H_i \cdot s \cdot r \cdot m_i \quad \sim \sim \sim \text{第2式}$$

$$Q_i = (Q_{ip} + Q_{ir}) / 2 \quad \sim \sim \sim \text{第3式}$$

凡例； Q_i ; i 年の必要墳墓数 H_i ; i 年の一般世帯数
 s ; 定着志向係数 p ; 墳墓必要率
 r ; 傍系世帯率 m_i ; i 年の死亡者発生世帯率

但し、1世帯で1年間に2人以上の死亡者がいることは無いものとして i 年の死亡者数を Y_i とすると、 $m_i = Y_i / H_i$ となるから

$$Q_{ip} = H_i \cdot s \cdot p \cdot Y_i / H_i \quad \sim \sim \sim \text{第'1式}$$

$$Q_{ir} = H_i \cdot s \cdot r \cdot Y_i / H_i \quad \sim \sim \sim \text{第'2式} \quad \text{より } H_i \text{ は消去される}$$

$$Q_{ip} = s \cdot p \cdot Y_i \quad \sim \sim \sim \text{第'1式}$$

$$Q_{ir} = s \cdot r \cdot Y_i \quad \sim \sim \sim \text{第'2式}$$

$$Q_i = (Q_{ip} + Q_{ir}) / 2 \quad \sim \sim \sim \text{第'3式}$$

過去における意識調査結果（例）

| 報告書名 | 定着係数 | 傍系世帯率 | 取得希望率 |
|--------------------------------|------|-------|-------|
| 大阪府土木部「墓地現況調査報告書」(昭和39年) | 70.9 | 32.8 | 28.9 |
| 神奈川県々民部県民課(昭和58年) | 77.0 | — | 26.0 |
| 東京都情報連絡室(昭和62年) | — | 36.6 | 19.3 |
| 東京都・(財)東京市政調査会(昭和62年) | 63.9 | 45.2 | 16.4 |
| 神奈川県衛生部環境衛生課(昭和63年) | 88.1 | 47.6 | 33.0 |
| 横浜市衛生局「横浜市墓地問題研究会報告書」(平成元年) | 71.6 | — | 32.9 |
| 埼玉県々民部「埼玉県政世論調査報告書」(平成2年) | 70.5 | 67.5 | 45.2 |
| 堺市衛生部「堺市墓地に関する市民意識調査報告書」(平成2年) | 83.0 | 42.3 | 25.2 |
| 山形県企業局「公園墓地に関する需要調査報告書」(平成4年) | 90.8 | 28.8 | 27.2 |

| | | | |
|--------------------------------------|------|------|------|
| 仙台市環境保全局「仙台市墓地問題懇談会報告書」(平成4年) | 87.1 | 48.9 | 35.9 |
| 川崎市環境保全局「市営霊園のあり方に関する調査報告書」(平成4年) | 66.2 | 47.8 | 43.5 |
| 愛知県衛生部「墓地問題等検討専門家会議報告書」(平成5年) | 80.3 | 38.5 | 30.5 |
| 神戸市衛生局「神戸市墓地に関する市民意識調査」(平成5年) | 82.6 | 37.2 | 55.0 |
| 神奈川県衛生局「墓地に関する県民意識調査報告書」(平成6年) | 75.4 | 34.6 | 30.9 |
| 大牟田市建設局「市営墓地のこれからあり方について」(平成7年) | 75.9 | 23.9 | 21.5 |
| 佐倉市経済環境部「市営霊園についての市民意識調査」(平成11年) | 96.4 | 53.6 | 37.4 |
| さいたま市「市葬祭施設等調査報告書」(平成14年) | 86.7 | 37.1 | 25.4 |
| 宝塚市「墓地に関する市民意識調査」(平成15年) | 77.2 | 31.5 | — |
| 習志野市「墓地に関するアンケート」(平成17年) | 69.9 | 28.6 | 36.3 |
| 東京都生活文化局「都政モニターアンケート〈東京都の靈園〉」(平成17年) | 70.0 | 41.0 | 24.9 |
| 相模原市「墓地に関するアンケート」(平成19年) | 70.3 | 49.0 | 32.7 |
| 静岡市「お墓」に関するアンケート(平成20年) | — | 38.7 | 29.6 |
| (財)東京都市町村自治調査会(調査報告研究報告書)(平成23年) | 92.7 | 34.6 | 22.1 |

以上の推計に必要な係数の設定について、「予測される総人口が減少することに伴い、墓地に対する意識も変わるものではないか。そうした場合であったとしても、墓地需要の各係数が今後もほとんど変わらないといえるのであろうか。」という質問が頻繁に寄せられていますので、以下にこうした点の考え方をまとめます。

様々な物事を予測する際の基本として、齊一性（自然の一様性）という原理があり、普遍的に共有されている考え方があります。もし、今までに知られていない現象が発見された場合、それを説明するために、その都度、新たな法則や原理を導入しさえすれば、その納得や合意を得ることは簡単になります。

しかし、あえてこうしたことをできるだけ控えることで様々な物事を予測する際の基本が進歩してきました。事実、過去の墓地に関する調査においても、ある地方公共団体では1950年代以降、人口、世帯数など、墓地需要の基礎となる数値が長期にわたり減少をしていた状況で意識調査を行ったところ、人口集約地における調査結果があまり変化の無い値が得られた、と報告されています。

つまり、墓地需要は単に人口や世帯数は重要な要因ではあるものの、それらの変動のみによって影響を受けるものではないことが明らかになったと考えられます。

したがって、上記のような質問についても「わかりません」と答えるのが誠意ある回答となると考えられます。

さらに、我が国全体が均等に人口の減少するのではなく、人口過疎地から人口集約地へと人口が流入しつつ、全体的な人口変動を迎えることになることを忘れてはなりません。そうした場合、人口集約地における地方公共団体や墓園の関係者はその変動（具体的には、人口過疎地における地方公共団体や、墓園の関係者の対応）を見ながら、具体的な対応を考えてもよいのではないでしょうか。

■大阪府方式（算定の考え方、方法、詳細については前掲参照のこと）

| 年代 | 人口数 | 死亡率 | 死亡者数 | 定着 係数 | 傍系 世帯率 | 傍系 世帯数 | 取得 希望 世帯率 | 取得希望 世帯数 | 墳墓 需要数 | 森岡 需要数 |
|---------------|------------|--------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------------|-------------|-----------|-----------|
| 2005～ 2010 | 2,280,000 | 0.0089 | 1,137,144 | 0.75 | 0.35 | 298,500 | 0.25 | 213,215 | 255,858 | 517,199 |
| 2010～ 2015 | 1,226,000 | 0.0102 | 1,297,195 | 0.75 | 0.35 | 340,514 | 0.25 | 243,224 | 291,869 | 548,797 |
| 2015～ 2020 | 313,000 | 0.0118 | 1,480,109 | 0.75 | 0.35 | 388,529 | 0.25 | 277,520 | 333,025 | 451,513 |
| 2020～ 2025 | -161,000 | 0.0134 | 1,644,622 | 0.75 | 0.35 | 431,713 | 0.25 | 308,367 | 370,040 | 451,513 |
| 2025～ 2030 | -600,000 | 0.0148 | 1,765,152 | 0.75 | 0.35 | 463,352 | 0.25 | 330,966 | 397,159 | 451,513 |
| 2030～ 2035 | -1,036,000 | 0.0161 | 1,855,139 | 0.75 | 0.35 | 486,974 | 0.25 | 347,839 | 417,407 | 295,118 |
| 2035～ 2040 | -1,005,983 | 0.0171 | 1,892,696 | 0.75 | 0.35 | 496,833 | 0.25 | 354,881 | 425,857 | 234,786 |
| 2040～ 2045 | -975,871 | 0.0178 | 1,892,932 | 0.75 | 0.35 | 496,895 | 0.25 | 354,925 | 425,910 | 167,293 |
| 2045～ 2050 | -946,761 | 0.0182 | 1,859,998 | 0.75 | 0.35 | 488,249 | 0.25 | 348,750 | 418,500 | 93,528 |
| 2050～ 2055 | -918,610 | 0.0187 | 1,836,983 | 0.75 | 0.35 | 482,208 | 0.25 | 344,434 | 413,321 | 0 |
| 2055～ 2060 | -891,395 | 0.0196 | 1,851,137 | 0.75 | 0.35 | 485,923 | 0.25 | 347,088 | 415,506 | 0 |

<参考値>

| | | | | | | | | | | |
|------|-------------|--------|-----------|------|------|---------|------|---------|---------|---|
| 2060 | -16,701,883 | 0.0205 | 1,163,635 | 0.75 | 0.35 | 305,454 | 0.25 | 218,182 | 261,818 | 0 |
|------|-------------|--------|-----------|------|------|---------|------|---------|---------|---|

【都道府県別の墳墓需要数例】

- *：世帯数、人口数などについては「国立社会保障・人口問題研究所」編集による「日本の世帯数の将来推計（都道府県別将来推計2012年3月）」「日本の将来推計人口（平成20年1月推計）」「都道府県別将来推計人口（平成25年3月推計）」のデータに基づいた。発行された年は異なるものの、何れも平成22年における国勢調査結果に基づく各種推計確定値については、現在においてもその作業が進められているところである。
- *：ちなみに、平成2年の国勢調査結果に基づく推計結果については、有限責任中間法人全国優良石材店の会「全国墳墓需要数将来推計」（平成8年）で報告済みである。同推計では森岡